

私は、日本共産党議員団を代表して、「委員会提出議案第3号 現行の学童保育指導員の資格と配置基準を維持するための財政措置を求める意見書の提出について」、賛成の立場で討論いたします。

学童保育には長年基準がなく、設備や運営は、自治体ごとの判断に任されてきました。子どもの安全や質の向上を願う保護者や職員の声に押され、国は、児童福祉法を改正し、2015年に省令で基準を施行しました。安全・安心の要となる職員については、「放課後児童支援員」という資格を新設し、1クラスにつき2人以上配置、そのうち1人は都道府県の研修を受けた「放課後児童支援員」とすることを「従うべき基準」として決めました。

ところが、安倍内閣は、人材確保が困難だとして、職員基準を自治体ごとの判断で引き下げ、職員1人でも可能とする「参酌すべき基準」という基準緩和の方針を閣議決定し、来年の通常国会に法律の改定案を提出しようとしています。

これに対して、現場の学童保育クラブの保護者や職員から安全性が低下すると不安や批判の声が広がっています。ある学童保育関係者は、職員2人は最低限の基準だと語ります。

「学童では年齢の違う子どもたちが部屋と外で思い思いに過ごし、離れた場所で同時多発的にけんかなど、子ども

への対応が必要となり、職員1人ではとても対処できません。また、1人だと職員の体調が悪くなれば閉所するしかない。困るのは、保護者と子どもです」と。また、「放課後児童支援員の資格がつけられたことで学童保育の仕事の専門性が保護者などに認知され、職員自身も研修で学んだことを日々の実践や保護者との関わりで生かすなど水準が上がっており、保護者から参酌化で質の低下が不安だという声が寄せられている」と語っています。

全国学童保育連絡協議会の調査では、週5日以上勤務する職員の約半数が年収150万円未満で、3割が150万～300万円未満です。人手不足の背景には、基準策定後も待遇改善がなかなか進まず、「子どもの命を預かる大変な仕事なのに短期契約で低賃金。仕事の内容に待遇が合わないことが応募の少なさや高い離職率につながっている。参酌化による基準緩和ではなく、待遇改善こそ必要だ」と指摘しています。

つまり、人材不足の原因は、学童保育指導員の仕事に見合わない労働環境や賃金などの処遇にあります。国がやるべきは、参酌化による職員配置基準の緩和ではなく、学童保育指導員の処遇を改善するための有効な対策です。

以上、「賛成」理由を述べ、この「意見書」へのみなさんのご賛同をお願いし、私の討論を終わります。